

お客様各位

中日本高速道路株式会社
金沢支社

E T Cコーポレートカード利用約款の改定について

平素より、E T Cコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年10月1日から、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、「高速道路6会社」という。)は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、違反者に対する割引停止措置等の実施について統一的な運用を実施いたします。

つきましては、統一的な運用の実施に合わせて、E T Cコーポレートカード利用約款を改定の上平成28年10月1日(土)に施行いたしますのでご案内申し上げます。

記

変更のポイント

- N E X C O 3社に加え、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

現状

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	なし



変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	あり

- 車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。
※ 車両制限令違反に対する点数は、6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算します。

現状

違反を行った道路	違反情報の共有
東、中、西日本	あり
首都、阪神、本四	なし



変更後

違反を行った道路	違反情報の共有
東、中、西日本 首都、阪神、本四	あり

E T Cコーポレートカード利用約款改定内容

裏面のとおり

割引停止措置等の実施方法

詳細については、弊社ホームページをご覧ください。

<http://www.c-nexco.co.jp/etc/discount/frequency/>

以上